基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月五日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー

アシュリオン・ジャパン株式会社

代表取締役　前田　隆志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十日

東京都大田区大森西一丁目一六番一号

堀越精機株式会社

代表取締役　堀越　秀昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十日

新潟県五泉市駅前二丁目二番九号

株式会社川島

代表取締役　川島　幹生

合併につき株券提出公告

当社は、東海トリム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十日

三重県鈴鹿市寺家町九八七番地の一

東海トリムホールディングス株式会社

代表取締役　河村　誠大

合併につき株券等提出公告

当社は、ザ・パック株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十日

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

日幸印刷株式会社

代表取締役　大平　修

合併公告、資本金の額の減少公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二億五千万五千円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十六日までに乙にご提出下さい。

なお、甲及び乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番七号

（甲）ＭＥＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　笹原　章

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番七号

（乙）ＭＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　笹原　章

任意清算公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

福岡市中央区薬院三丁目一一―三二ジーストラスト薬院三〇三号

弁護士法人朝道法律事務所

代表社員　因　史　礼

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十八億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室

トクサ特定目的会社

取締役　佐藤　朋彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十四億五千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十四億五千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十五億四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年六月十七日付官報の号外第一三三号二〇一頁に掲載されています。

令和七年十一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

名駅プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹